

令和8年度

安全マネジメント



日本中央バス株式会社

創立以来の基本理念

『安全な輸送』 『親切な輸送』 『迅速な輸送』



第1 輸送の安全に関する基本的な方針

※「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの提供を行って参ります。

1 代表者の責務

- (1) 輸送の安全確保に関する最終的な責任を有し、運転者を含む社員に対し関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることを徹底します。
- (2) 輸送の安全に関する方針の作成に主体的に関与し、「PDCAを基本とし、計画の策定、実行、チェック、改善」を旨とし見直し、改善を図り輸送の安全に努めます。
- (3) 会社全体の運送事業の安全管理体制の見直しに主体的に関与します。
- (4) 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講ずるとともに安全統括管理者等の意見を尊重します。
- (5) 季節により蔓延する新型コロナ、インフルエンザの感染予防対策にバス・待合室等のアルコール消毒を引き続き満遍なく行います。
- (6) 輸送の安全を確保するため、「乗務員指導要領」や「年間教養計画」を基に、社員に対し必要な教育・研修を行います。
- (7) 事故や災害等が発生した場合、人命を最優先に行動し被害の軽減に取り組みます。
- (8) その他、輸送の安全の確保に関する事務の統括管理を行います。

第2 輸送の安全に関する基本方針等

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全に関する基本的事項を確実に実践し、「安全第一・一心」を合言葉に全社員が一丸となって業務を進めることにより、絶えず輸送の安全・安心の向上を図って参ります。
- (2) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表いたします。
- (3) 「令和3年8月一部改正」された自動車運送事業者における輸送安全マネジメントについて、当社の運輸マネジメントの浸透、定着状況を確認するとともに、自然災害発生時の対応について、必要な助言等がなされることへの配慮を怠らないこととしております。
- (4) 健康問題に起因する交通事故を未然に防止するため、「脳ドック検診」を計画的に実施し、また「無呼吸症候群対策、心臓疾患・大血管疾患対策、視野障害対策」等については、それぞれ「ガイドライン」等に従って運用を図って参ります。

2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 運転者に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守を共有しております。
- (2) 輸送の安全に関する費用の支出、投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有します。
- (5) 改善基準告知の改正により、自動車運転者の労働時間等について、見直しを図り適性に運用しております。
- (6) 点呼時の録音や録画装置について、令和6年4月より、3か所すべての営業所に設置し運用を図っております。
- (7) 各季の交通安全運動等を積極的に推進し、社員に周知し指導を徹底しております。



街頭指導



街頭指導

3 社内体制の構築

- (1) 本社に安全統括管理者、各営業所に、運行管理者、整備管理者を選任しております。
- (2) 輸送の安全に関する組織体制及び命令系統を取り決め、その組織図を作成しております。
- (3) 運転者は、上記(1)に定める者の指示を受けるほか、常に安全の向上を資する技能などの体得に努め、安全運行等輸送の安全確保を図っております。



点呼(法令厳守、適確な指示)



アルコールチェック

4 安全統括管理者

(1) 安全統括管理者の責務

- ① 社員、特に運転者に対し関係法令の遵守と輸送確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、管理の体制を確立し安全に関する方針、重点施策目標及び計画を着実に実施すること。
- ③ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ④ 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じ随時内部監査を行い、代表取締役へ報告すること。
- ⑤ 代表取締役に対し輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講ずること。
- ⑥ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括し管理すること。
- ⑦ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括し管理すること。



第3 輸送安全に関する教育・研修の実施計画

1 PDCAサイクルに基づく研修

役員等管理職は、安全マネジメント制度であるPDCAサイクルの概念を中心に、法令の遵守、当社の基本理念「安全な輸送」「親切な輸送」「迅速な輸送」のもと業界で最も安全・親切なバス会社を目指して教育及び研修を行うこととしてしております。

また、「乗務員指導要綱」及び「令和8年度輸送の安全に関する運行管理者、乗務員に対する教育・研修の年間計画等を各運転者研修に役立てることとしております。

特に、新採用の運転者に対しては、規定時間を超えての教育訓練を行い、輸送の安全に万全を期しております。



2 教育・研修の実施

(1) 年間の教育、研修実施については、別紙「令和8年度教育・研修実施計画」に基づき運行管理者等及びバス運転者に対する教育及び研修を実施することとしております。

(2) 運転者等に対しては、複数名を毎年「安全運転中央研修所の専門的技能過程」の研修に派遣しております。

研修終了後においては、当社において各乗務担当運転者の同行指導を行っております。

(3) 部外講師による、管理者等に対する安全研修会及び運転者に対する「各種安全運行に関する講習会・点検整備要領研修会」等に参画させております。



3 運転者教育指導員制度の積極的な活用

代表取締役は経験が豊富で指導者としての適任者を「バス運転者教育指導員」として指名しております。

(1) バスの運転に対する技術が優れ、知識が高く、人格、識見が豊かである社員を指名し、新採用の運転者はもとより中堅運転者に対しても計画的な実技指導を行っております。

(2) 新任運転者に対する実技指導の実施

ア 新任運転者に対する社内研修の実施は、採用時教養に座学10時間以上、実技指導20時間以上をかけて実施しております。

① 関係法令の遵守(道路運送法、運送車両法、道路交通法等)、また、乗客の安全を最優先とすることの重要性。

② 車両の特性や運転上の注意点の理解(長さ、高さ、幅、死角や内輪差、操縦性及び多様化する等)車両の特性。

③ 常に乗客の行動等への気配りと乗降時の安全確保。

④ 道路状況や気象状況踏まえた、計画に基づく運行。

⑤ 防衛運転の徹底に務め、安全呼称等の習慣づけ、交通事故や車両故障、自然災害時の乗客の安全の確保を最優先とし警察・事業所への迅速な報告等、対処方法の指導。

⑥ 適性診断(初任、一般、適齢、特別)の結果を真摯に受け止める指導監督の実施また、事故惹起運転者、高齢運転者に対する教育指導の実施。

イ 貸切運転者選任時の教養については、貸切大型バスを使用し実施しております。

① 訓練担当者は、長年の指導歴を有し「安全運転中央研修所の専門技能」研修を修了した指導力に長けた社員により、個別指導を1~2ヶ月を行っている。

② 訓練は、安全な運転に関する基本的事項、バスの構造上の特性、危険の予測、回避等、高速道路、国道、県道、山岳地帯(碓氷峠の連続カーブ含む)走行時の適切なギアポジションの選択やエンジンブレーキ、(排気ブレーキ)併用による安全走行の為の知識・技能の習得を指導している。

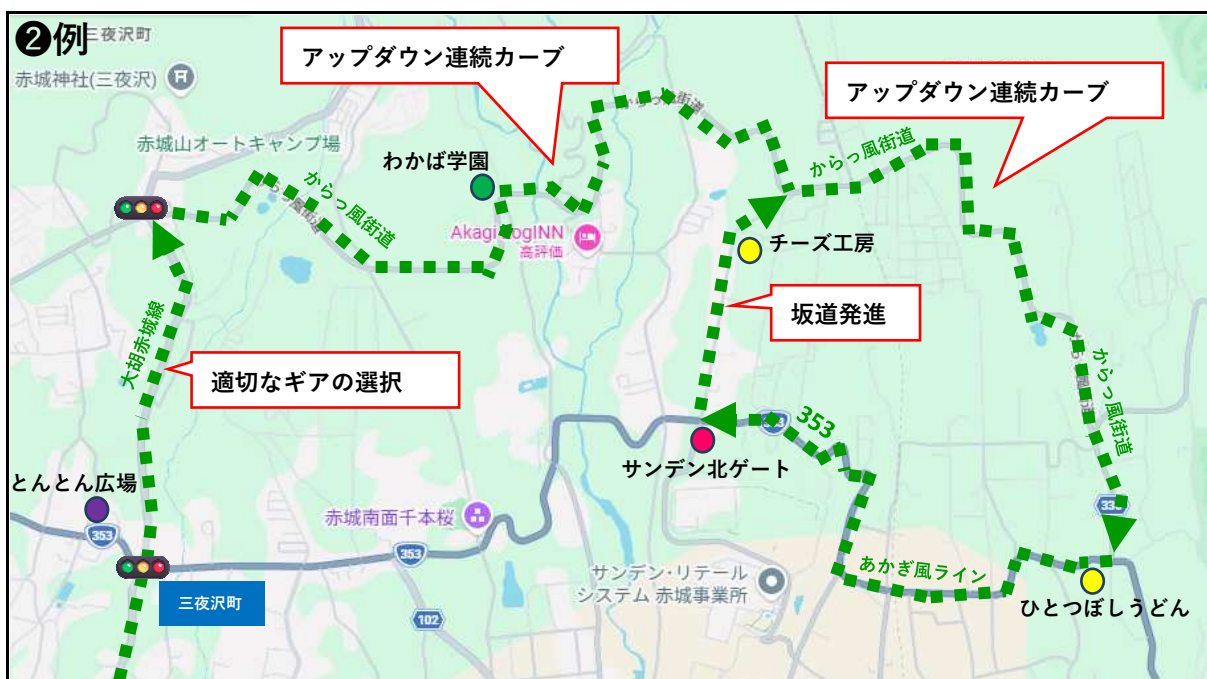
③ 新型バスへの対応をはじめ、運転者本人の健康管理の徹底、身だしなみ、接客力の向上等も行っております。



ア：新任運転者実技指導 / 選定コース(全6コースの2例)



【城南運動公園線の一部】 指導目的：自転車、歩行者及び他車動向注視、予測運転(危険予測の感度向上)



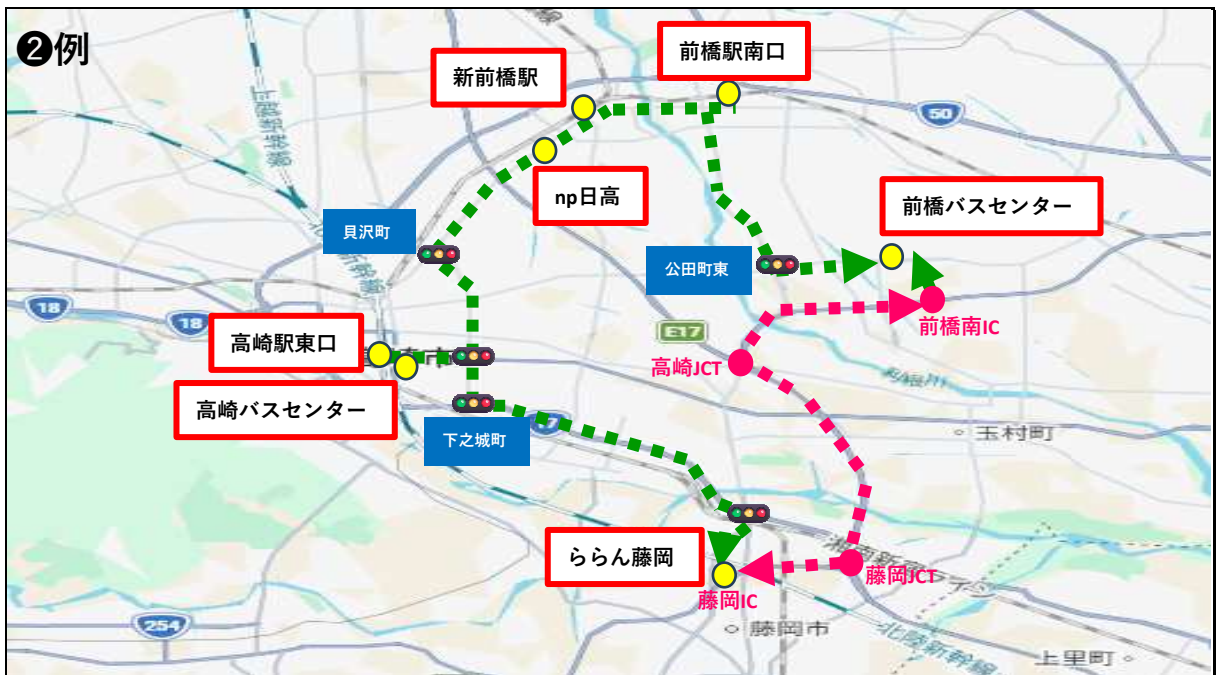
【からっ風街道の一部】 指導目的：アップダウン連続するカーブでの適切なギア選択、排気ブレーキの使い方



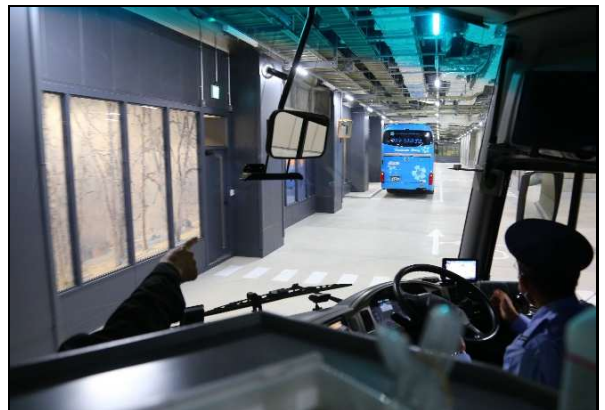
ウ：高速運転者選任時教習/選定コース(全5コースの2例)



【各停留所走行】指導目的：安心感のある運転、予測運転(危険予測の感度向上)、適切な車内アナウンス



【高速道路】指導目的：安定感のある滑らかな運転、スムーズな合流、挙動を抑えた乗り心地の良い運転



第4 輸送の安全に関する令和8年度目標及び過去3年間の有責事故発生状況
(限りなく、交通事故・車内事故「ゼロ」を目指して)

令和8年度交通事故の抑止目標

	目標件数	結果
令和8年度	4件以内	件
令和7年度	4件以内	7件
令和6年度	4件以内	7件
令和5年度	4件以内	4件

限りなく「事故ゼロ」を目指して



第5 輸送の安全にかかわる内部監査

1.令和7年度内部監査については実施計画に基づき、本社営業所、東京営業所、埼玉営業所を実施しました。

(1)各営業所に対する監査重点項目は「輸送の安全に関する重点施策」・「輸送の安全に関する目標と達成状況」等について実施。

実施営業所	実施日時	監査結果
本社営業所	令和8年1月29日	良好
東京営業所	令和7年11月20日	良好
埼玉営業所	令和8年1月14日	良好



内部監査



日常点呼/記録



日常点検



抗菌処理

第6 令和7年度輸送の安全に関する費用の支出及び投資

1 自動運転バス実証実験について

自動運転レベル4への共同開発の一翼を担っております。

バス運転者の高齢化及び運転者不足が今後の公共交通機関にもたらす影響等に学生・高齢者等の移動手段の役割を安定的に担っていくため、いち早く自動運転技術の導入により高頻度運航を実現するため【前橋市・群馬大学等】との連携のもと、バス運転に関し4名のドライバーが運転技術の提供を行いました。

平成7年度中も実証実験については、随時行い相応の成果を上げております。また、事務的に遠隔操作室を整え「レベル4」に向けて充実を図っております。



実証実験/上毛電鉄中央駅～JR前橋駅



自動運転/遠隔指令室

2 新車バス購入一覧

緊急停止装置付を導入し、安全で快適なサービスの向上への配慮

- ① 貸切バス 0台 (中型車0台、大型車0台、特別仕様車0台)
- ② 高速バス 2台 (東京線車両2台 シルクライナー0台)
- ③ 路線バス 1台 (前橋榛東線・代替路線)

が新規購入されました。



運転者監視装置



緊急ブレーキ装置

3 施設改修及び制服の一新・・・安全対策への配慮

- ア 気持ちも新たにスマートで安全運行に移してもらうことを目的に代替運転者の制服一新しました。
- イ 高崎バスセンター及び埼玉営業所の来客者及び勤務員の安全対策として民間の警備会社と締結しました。Nパーク日高のチケット売り場の安全への配慮も怠らず契約をしております。
- ウ 利用客の利便性を高めるため、高速バス夜行便(シルクライナー)の全席にUSB充電機器を設置した。
- エ 研修室、点呼場の改修
 - 高速バス、乗合バスについてはICカードの導入に伴い、入れ替え車両についても順次、搭載させている。
 - また、教養場所を設置するとともに、運転者の安全意識の向上対策として、点呼場所で視聴できる「ドラレコの事故映像」を常時放映し、当社の事故防止を図っております。

4 安全への運転者の意識改革と魅力ある職場構築

- ア 大阪宿舎は2階及び3階に各1室ずつ契約しており、高速バス(シルクライナー)担当者の休息する宿舎・休憩場所を確保している。
 - また、大阪宿舎へは南海トラフ地震対策として6人分の防災グッズを備え付け安全の確保を図っております。
- イ 神流町宿舎移転(令和8年4月1日)
 - 砥根平宿舎の老朽化に伴い、平成8年度から神流町宿舎に移転し、運転者の十分な休息が確保できるよう図りました。



神流町宿舎/運転者休憩室



神流町宿舎外観

5 飲料水の備蓄

自然災害や大雪等突発時への対策として、乗客等への緊急対応として非常用飲料水を搭載用として、備蓄しております。

6 IP無線システムの導入(補充)

お客様へのサービスの向上及び安全運行をより高めるため、貸切バス、高速バス、代替奥多野線バスにIP無線機を導入し、順次補充を図っており活用しております。

7 新型コロナ感染症およびインフルエンザ対策

引き続き乗客、乗員のコロナ対策及びインフルエンザ対策として備蓄していたマスクや消毒液を各車両に配布し、徹底した車両清掃により感染防止対策を図っております。また、使用するバス全車両に対し「ハイプレス工法2層のコーティング」抗菌処理の実施の他、高速用ブランケットを新規購入、乗客の皆様方への感染予防を図っております。

8 整備工場の充実

ア タイヤ交換用機器ジャッキ等を補充し安全対策の強化を図ります。
イ フォークリフト操作講習会に担当者を派遣し、安全対策と作業の効率化を図っております。

9 洗車用井戸ポンプ等の設備改修

常時点検整備を充実させ、運転者の労力軽減を図っております。



非常用飲料水・食品



備蓄品

第7 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、次に掲げる輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標及び同目標達成状況
- 3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- 4 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 5 関東運輸局から受けた行政処分及び処分後に実施した輸送の安全確保のために講じた改善の状況
- 6 安全講習会の開催及び安全講習会等への積極的参加

第8 重大事故に関すること

重大事故の発生は、ありませんでした。

第9 関東運輸局長より受けた行政処分はありません

行政処分等の指導はありませんでした。

第10 輸送の安全に関する組織体制・情報の報告連絡体制

別紙のとおり

第11 事故、事件、災害など緊急時に関する体制・報告連絡体制

別紙のとおり



救急救命講習会



運転者教養(ドライブレコーダー)



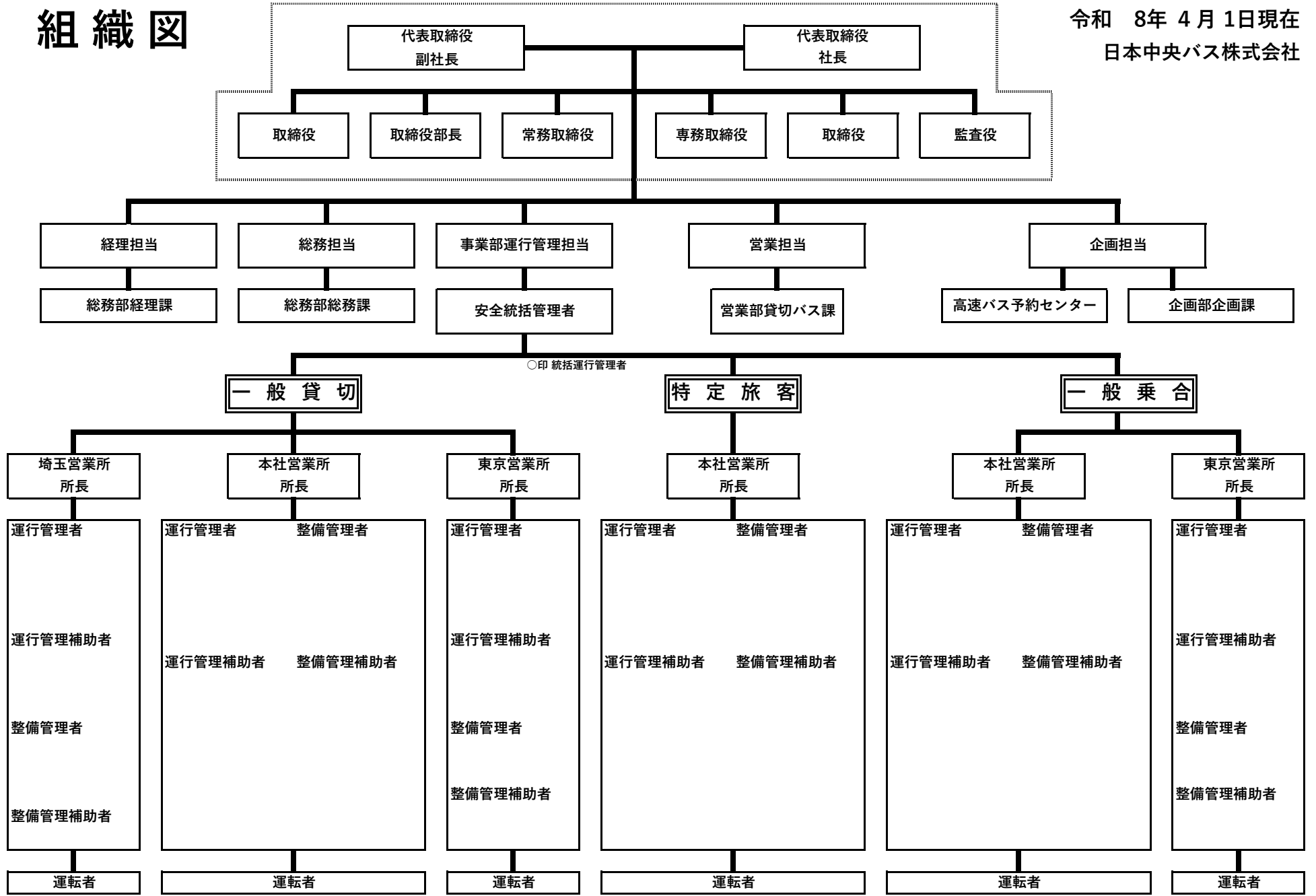
タイヤチェーン講習



安全マネジメント講習会

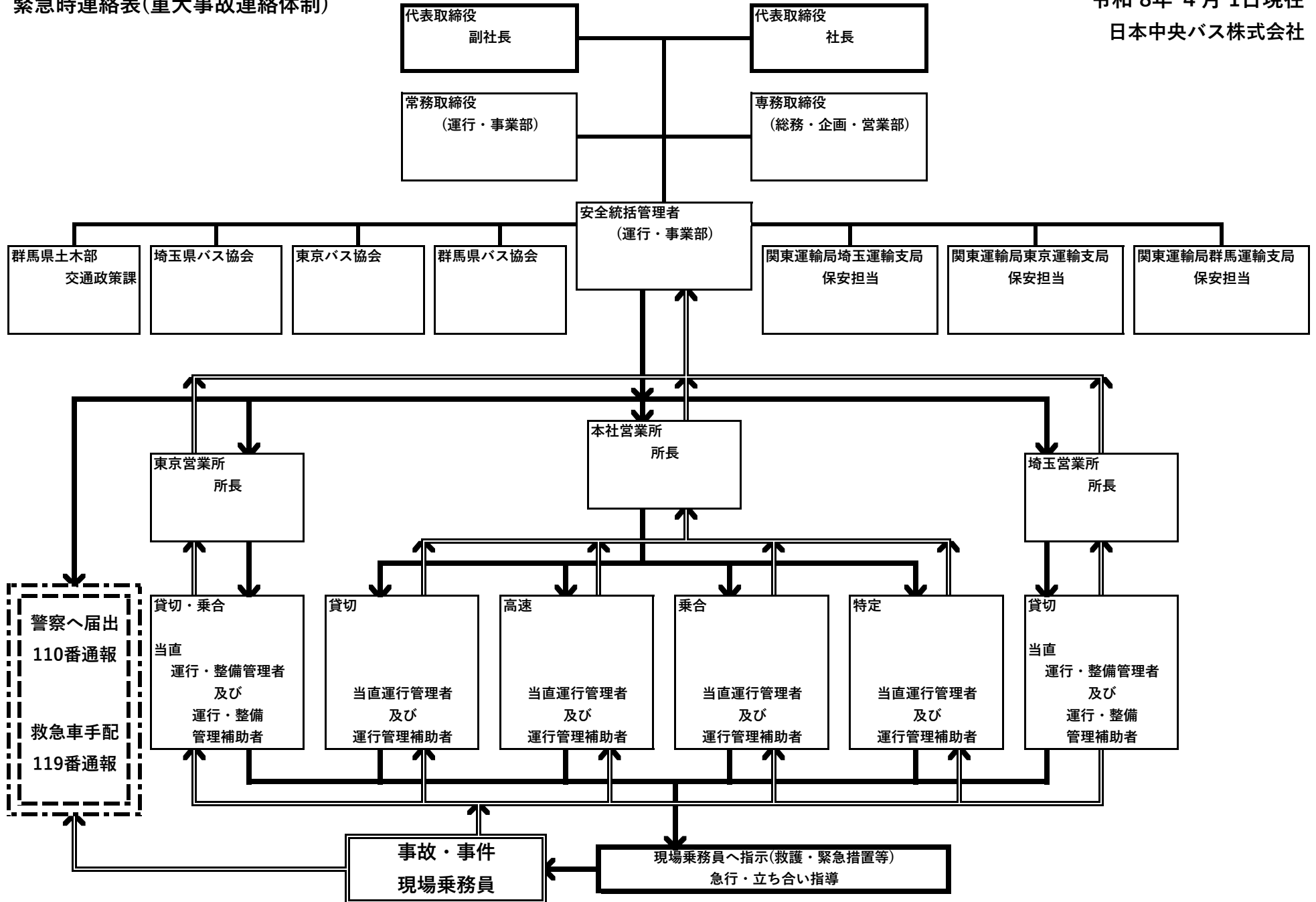
組織図

令和 8年 4月 1日現在
日本中央バス株式会社



緊急時連絡表(重大事故連絡体制)

令和 8年 4月 1日現在
日本中央バス株式会社



重大事故処理体制

令和 8年 4月 1日現在
日本中央バス株式会社

